

三重県水素ステーション整備補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県水素ステーション整備補助金（以下「補助金」という。）は、県内に燃料電池自動車等への水素供給設備（以下「水素ステーション」という。）を整備するものが行うその整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、カーボンニュートラル化の推進のため、水素ステーションの整備を促進することにより、燃料電池自動車等の普及を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車等 燃料電池を搭載し水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は市町の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車若しくは原動機付自転車をいう。
- (2) 水素ステーション 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。水素集中製造設備及び水素集中液化設備を含む。
- (3) 補助事業の完了 計画された全ての設置工事・代金支払いの両方を終えた時点をいう。

(補助事業の要件)

第4条 補助金の要件は、別表1に掲げる全てに該当するものとする。

- 2 補助金は、原則、単年度に完了する事業を対象とするが、単年度での実施が困難な事業であって、各年度の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができる。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となるものは、前条の要件に該当する設備について、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「センター補助金」という。）及び設備を設置する三重県内の市町において本補助金と同様の趣旨で実施されている支援制度（以下「市町支援制度」という。）の交付を受けるものとする。

る。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、水素ステーションの設置に要する経費のうち、補助金の交付の対象として知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費は、センターが定めるセンター補助金交付規程別表1に掲げるとおりとする。

3 補助金の交付額は、補助対象経費に1/4を乗じた額から市町支援事業により交付される補助金額を減じた額又は市町支援事業により交付される補助金額のいずれか低い金額とする。

4 複数年度事業の場合、前項に定める額を期間内の通算限度額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 申請は、次の各号全てに該当するものでなければならない。

(1) 申請は、1設備箇所毎に行われていること。

(2) 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請をすること。ただし、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(3) 国及び県等の他の補助金を重複して申請していないこと。(センター補助金及び市町支援制度を除く。)

(4) 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事などを含む。)がある場合、利益などを排除して交付申請すること。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合又は申請時において利益などの金額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(5) 補助対象経費の支払いが手形によるものでないこと。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定者(以下「補助事業者」

という。)に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。
 - (1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
 - (2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- 3 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(申請の取り下げ)

- 第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 2 前条の規定による交付決定の通知を受けたものが、センター補助金又は市町支援制度の交付申請の取り下げを行った場合は、その日から起算して15日以内に取り下げをしたことが確認できるセンター又は市町に提出した書面の写しを知事に提出しなければならない。

(補助事業の着手時期及び遂行)

- 第10条 補助事業の着手時期(発注、契約)は、当該補助金の交付決定日以降でなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りではない。
- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとするものは、補助金交付申請書に事前着手届(様式第2号)を添付するものとする。
 - 3 補助事業者は、交付決定日から翌年の3月31日までに補助事業を完了しなければならない。

(補助事業の変更)

- 第11条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ補助金事業変更承認申請書(様式第3号)若しくは補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、センターにセンター補助金計画変更等承認申請書を提出したときは、速やかにセンターに提出した当該申請書の写しを知事に提出しなければならない。

また、センターからセンター補助金計画変更等承認結果通知書を受理したときは、速やかに当該通知書の写しを知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、市町支援制度の計画変更に係る承認申請書を提出したときは、速やかに市町に提出した当該申請書の写しを知事に提出しなければならない。

また、市町から市町支援制度の計画変更に係る承認結果通知を受理したときには、速やかに当該通知書の写しを知事に提出しなければならない。

4 知事は、第1項に基づく補助金事業変更承認申請書（様式第3号）若しくは補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、申請者に通知するものとする。

5 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

（補助事業の遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助金事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、センターにセンター補助金事故報告書を提出したときは、速やかにセンターに提出した当該報告書の写しを知事に提出し、その指示に従わなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 知事は、第11条第1項第2号の規定による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要領、又は本要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(4) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合

(5) 補助事業者が、センターからセンター補助金交付決定取消通知書又は返還命令書を受理した場合

(6) 補助事業者が、市町支援制度の交付決定を取り消された場合

2 補助事業者は、センター又は市町から交付決定の取消若しくは補助金の全部又は一部の返還を命じられた場合は、速やかにセンター又は市町から受理した書面の写しを知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

（進捗状況報告）

第14条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の進捗状況について、別に定める日までに補助金事業進捗状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、センターにセンター補助金実施状況報告書を提出したときは、速やかにセンターに提出した当該報告書の写しを知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金実績報告書（様式第 7 号）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) センターに提出したセンター補助金実績報告書の写し
- (2) 設備設置工事代金支払証拠の写し
- (3) 請求書の写し（内訳明細のあるもの）
- (4) 高圧ガス保安法に基づく製造施設等完成検査証の写し等当該設備の完成を証明する書類の写し
- (5) 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し
- (6) センター補助金確定通知書の写し
- (7) 市町支援制度により交付される額がわかる確定通知書等の写し
- (8) その他知事が定めるもの

3 やむを得ない理由により提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 報告は、知事に送付、又は持参することにより行う。受付日は報告を受理した日とする。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による補助金事業実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容（第 11 条による承認を受けている場合はその承認の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 17 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及びすべての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受け

た場合を含む。以下同じ。)の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。)により取得し、又は効用が増加した財産(以下、「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間内において、知事の承認を受けずに処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、担保に供し、貸し付けし、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめ補助金事業財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(産業財産権等に関する届出)

第21条 補助事業者が補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権(以下「産業財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した補助金産業財産権取得等届出書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業完了後の報告等)

第22条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(知事によるデータ等の提供要請)

第23条 知事は水素供給設備の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者及び補助事業者等に対して水素ステーション等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2 申請者及び補助事業者等は、知事が必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場

合は、これに協力するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第24条 知事は、本事業を通じ申請者に対して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

2 知事は、本事業の実施にあたって第7条の申請に関する一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了承を得ることなく、第三者に漏洩し又は第1条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(その他)

第25条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行する。

(第4条関係) 別表1 補助金の交付要件

1	三重県内に設置する定置式の設備であること。
2	燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であり、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付を受けるものとする。
3	設備を設置する市町において実施されている市町支援制度により補助金等の交付を受けるものであること。
4	15kg(約167Nm ³)の水素を10分程度で充填可能な能力を有すること。
5	道路交通法施行規則第2条に掲げる大型自動車が入構できること。
6	原則、設備は商用を目的とするものであること。

(注1) 複数年度事業について

- 1 翌年度の補助金の交付決定を保証するものではないため、各年度に第7条の規定により補助金の申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。ただし、第10条の規定により事前着手届(様式第2号)を提出した場合は、この限りではない。
- 2 補助金を申請できる複数年度事業の事業期間は、原則、2補助事業年度までとする。
- 3 補助金が減額された場合も、原則、翌年度の事業を継続する必要がある。
- 4 翌年度に事業を取りやめた場合(事業廃止)、既に交付した補助金の返還が必要となる場合がある。
- 5 初年度の事業完了日から翌年度の交付決定日までの期間に行われる工事、製作、作業等は補助金の対象外となる。
- 6 補助金により導入された設備、機器等は年度毎に実績報告を行うこと。
- 7 各年度の事業完了は3月末日までとすること。

(注2) 複数年度事業の交付申請

- 1 申請者は、事業計画書(事業全体の計画書)及び実施計画書(当該年度の計画書)を提出すること。
- 2 事業計画書において、複数年度に跨る工事等がある場合や、各年度における工事等の名称が同一又は類似している場合は、その内訳において各年度の実施内容の差異を明確に区別すること。
- 3 初年度に計画された工事等を翌年度に繰り越す場合、その工事費等は翌年度の補助対象外とすること。
- 4 実施計画書は、事業計画書に対応したものであること。

(第7条関係) 別表2

申請に必要な添付書類は次のとおりとする。

- | |
|---|
| <p>(1) 申請書が法人（地方公共団体が出資する法人を含む）の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）、財務諸表（直近2ヶ年分）。②センター補助金を申請した書類の写し（交付決定通知書を含む）※③市町支援制度に対する申請書の写し（交付決定通知書を含む）※④県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類の写し（過去6月以内に発行したもの）⑤税務署が発行する納税証明書（過去6月以内に発行したもの）⑥役員等に関する事項⑦その他知事が定めるもの |
| <p>(2) 申請者が個人事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書B（直近2ヶ年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）（個人事業者の場合）②センター補助金を申請した書類の写し（交付決定通知書を含む）※③市町支援制度に対する申請書の写し（交付決定通知書を含む）※④県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類の写し（過去6月以内に発行したもの）⑤税務署が発行する納税証明書（過去6月以内に発行したもの）⑥その他知事が定めるもの |

※センター及び市町から交付決定通知書を受理していない場合は、交付決定通知書なしで申請し、受理次第、速やかにその写しを提出すること。